欧州におけるブランドプロモーション及びファンネットワーク構築業務委託仕様書（案）

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が行う、欧州におけるブランドプロモーション及びファンネットワーク構築業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

１　業務の名称

欧州におけるブランドプロモーション及びファンネットワーク構築業務

２　目的

長野県では、グローバル・マーケットにおいて、長野県のブランド価値を訴求しその評価を逆輸入することで長野県産品等の付加価値を高めることを目指す、グローバル・ブランドプロモーションを展開しており、中でも歴史・文化・伝統への造詣が深い欧州を足掛かりとした活動に取り組んでいる。その一環として、体験の場を創出するとともに、情報発信やコミュニティ構築を行うことにより長野県のブランド認知拡大及び理解の促進を図る。

３　履行期間

契約日から令和７年３月 31 日まで

４　事業概要

（１）長野ファンのコミュニティ構築・運用及び育成
（２）フランスを中心とした欧州での「体験の場」の企画・運営等
（３）長野県の認知向上策の展開（ＳＮＳ運用、情報発信、コンテンツ制作、サイト引継）
（４）将来的な活動の自走に向けたロードマップ（素案）の作成

５　前提条件

本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社を含め体制管理を徹底するとともに、必要に応じて**タイムリーにコミュニケーションが図れる体制と仕組みを確保すること。**なお、**現地（フランス）在住で、欧州の人々の感性やニーズ・ウォンツを的確に捉えられる、実績豊富なスタッフによる実施体制を整えること。**

６　委託業務内容

（１）長野ファンのコミュニティ構築・運用及び育成

ア フランスにおける長野県に想いを持つ人々によるコミュニティ作り及び運用

・令和５年度より着手し始めた、長野県在住のフランス人や在仏長野県人など、既に長野県に対する想いを持つ人々のコミュニティ化及びその運用を行うこと。
・なお、コミュニティ化とは長野県に対する想いを持つ、食に強みを持つ人、情報発信に強みを持つ人、観光に強みを持つ人などが定期的に集まり、情報発信や企画を共に考えるきっかけとなる場づくり（オンライン及びリアル）を想定すること。
・運用にあたり「EU 一般データ保護規則」（GDPR）に十分留意すること。
・なお、コミュニティの活性化と県のブランディングに係るビジョンの共有のため、初回や最終回など重要回には県が指定する職員２名を派遣し、会の運営に従事させる体制（仏と日本の往復航空券、日本の空港までの鉄道、現地ホテル（２室、４泊）、空港と宿泊ホテルまでの移動手段の確保等）を整えること。なお、県が指定する職員２名の参加回数は１回で見込むこと。

イ 新規長野ファンの発掘・育成・招へい

・長野県や長野県産品に興味を抱きそうな、フランスをはじめとした EU 諸国のキーパーソン（シェフ、バイヤー、メディア等）に対して長野県ＰＲを行い、長野県への誘致を働きかけること。
例：目的をもって日本に渡航予定（シェフやバイヤーによる食材探し、旅行会社による観光プラン

検討等）のフランス人に長野県のよさを伝え、長野県訪問を働きかける。

・働きかけの結果、長野県に興味をいだいたキーパーソンのプロフィール（略歴、所属企業や団体等)、想定される効果や事業目的等の達成に資すると考えられる理由をまとめ、委託者による確認を経た上で、長野県への訪問手配を行うこと。

・誘致にあたって費用が発生する場合、費用負担は以下を想定すること。

【本事業で手配するもの】

・空港⇔長野県内の移動費用

・長野県内宿泊費用（スタンダードクラス、基本シングル）

・長野県内移動費用

・通訳費用

・謝礼や入場料等、訪問に要する経費

・少なくとも 50 万円は本項目への使用を想定し、長野県内事業者の商談機会の創出、新たな気づきや出会いを得る機会となるなど、県内事業者にとっても意義のあるものとなるよう配慮すること。

ウ　長野県の価値や魅力を欧州の方々に効果的に伝えるためのキーパーソンとのコラボレーション企画

・自然との共生や健康長寿、小ロット高品質な多様な産品など長野県ならではの価値に共感を得られそうな欧州の方々に対し、効果的に長野県の魅力を伝えるためのキーパーソンを選定すること。

・キーパーソンのプロフィール（略歴、所属企業や団体等)、想定される効果や事業目的等の達成に資すると考えられる理由をまとめ、委託者に対し報告すること。

・選定したキーパーソンと長野県とのコラボレーション企画を立案し、運営すること。

（２）フランスを中心とした欧州での「体験の場」の企画・運営等

・パリにおいて２回以上、その他地域において１回以上開催すること。内容は提案をもとに県との協議の上決定することとするが、うち１回は昨年度までに関係を構築した長野県出身シェフ等の協力を得たイベントを企画・運営すること。

・長野県ブランドサイト「Stories of Nagano」※（以下、サイト）掲載コンテンツとの連携を意識した企画とすること。

※ウェブサイトＵＲＬ　：https://www.nagano-brand.net/en/

・喫食や伝統工芸品等の利用などの実体験により長野県への理解を深めるとともに、今後の拡大につながることを意識した企画とすること。

※購入機会の拡大につなげることも検討すること。

・リアルの体験を前提とし、体験の裾野を広げるため、オンラインの活用も検討すること。

・さまざまな手法を組み合わせた効果的な内容とすること。※提案書内で具体的に説明すること。

・ターゲットを設定し、その層の集客が見込める施設等で開催すること。

・参加者や事業協力者へのアンケート調査等を実施すること。結果を集計、効果を分析し、委託者に報告するとともに、分析結果をもとに次年度以降の展開の提案を行うこと。

（３）長野県の認知向上策の展開（ＳＮＳ運用、情報発信、コンテンツ制作、サイト引継）

ア　SNSの運用

（ア）ＳＮＳ「Stories of Nagano」※（Instagram、Facebook）の運用

・令和４年度に立ち上げた標記ＳＮＳを「長野県ならではの価値を継続的に伝える情報発信ツール」として運用すること。

・言語は英語とすること。

・Instagram の更新頻度は週１ 回以上とし、うち月２回は二十四節気ごとに長野の旬な情報を発信することを継続すること。なお、ＳＮＳで発信する内容や拡散方法の検討など、受託者と委託者で連携して運用を行うこと。

※アカウントＵＲＬ：https://www.instagram.com/storiesofnagano?igsh=MTNwN3AzZG0xMjlwdg==

（イ）ＳＮＳ「decouvertenagano」※（Instagram、Facebook）の運用(アカウント)

・令和４年度に立ち上げた標記ＳＮＳを「フランスにおいて長野を身近に感じていただくための情報発信ツール」として運用すること。

・言語はフランス語とすること。

・６（１）アの人々から情報発信のネタを募るなど、ファンコミュニティの拡大・深化にも資する運用を行うこと。

※アカウントＵＲＬ：https://www.instagram.com/decouvertenagano?igsh=M3V4bGtmeGRrc3Yy

イ　外部メディアを活用した情報発信

・必要に応じ、外部メディアを活用した情報発信を行うこと。

・活用するメディアや情報発信の内容については、受託者からの提案をもとに、委託者と協議の上決定すること。

ウ　オウンドメディア掲載用コンテンツ制作

・長野県ブランドサイト「Stories of Nagano」の理念もふまえ、一般に幅広く共感を広げていくためのコンテンツを制作すること。

・作成するコンテンツは「体験の場」に関する記事２本程度を想定すること。

エ　長野県ブランドサイト「Stories of Nagano」の引継ぎ

・令和６年７月１日以降、長野県ブランドサイト「Stories of Nagano」の維持管理を引継ぐこと。

・サーバー移転が発生することを想定すること。

・年度内の新規掲載コンテンツは（３）ウで作成するコンテンツ２本を想定すること。

・現状の委託事業者から綿密な引継をうけた上で、維持管理方針は委託者と協議の上決定すること。

（４）将来的な活動の自走に向けたロードマップ（素案）作成

長野県の魅力が欧州に対して継続的に露出し、ファンコミュニティが今後も運営されるなど、活動の自走に向けたロードマップ（素案）を委託者と協力しながら作成すること。

７　成果品

以下を産業労働部営業局に電子データにて納品すること。

（１）実績報告書（様式任意）

（２）将来的な活動の自走に向けたロードマップ（素案）

（３）本事業で作成したコンテンツ等

８　その他留意事項

（１）著作権の取扱い

ア　本委託業務の実施による文章、画像、イラスト、その他一切の著作物について、委託者が他の用途（例：広報物、ＰＲ施策での活用等）で使用する場合も無償で使用できるようにすること。

イ　第三者が持つライセンス、著作権関連の権利、知的財産権を侵害しないよう、受託者の責任において調整を行いながら実施すること。利用にあたっては、版権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

（２）個人情報の取扱い

当事業において収集及び取り扱う個人情報は「長野県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報に関する法令を順守し、適正に取り扱うものとする。

（３）その他

ア　業務の実施にあたっては、委託者と協議の上詳細を決定し、進捗状況を委託者に報告すること。また、スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

イ　本仕様書に明示なき事項又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

ウ　業務の実施にあたって、仕様書の記載内容に限らずより良い施策がある場合には提案すること。

エ　既存のシステムやコンテンツを事業継続上引き継ぐ場合は、引継元と速やかに移行作業・契約変更手続きを行うこと。